

おくやみ ガイドブック

長久手市

おくやみコーナーの利用については
P1をご参照ください。

令和6年11月発行



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年11月発行

発行:長久手市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

おくやみコーナーの利用について(予約制)

- ご家族が亡くなられて葬儀が済み、お気持ちに余裕ができましたら死亡後の手続にお越しください。手続は死亡後概ね2週間以内をお願いします。おくやみコーナーで職員が各種手続のご案内をさせていただきますのでご活用ください。
- おくやみコーナーの利用は予約制となりますので、下記の予約受付(市民課)に、市役所閉庁日を除いた3日前までに電話で予約をしてください。予約時に、亡くなられた人やご家族の状況等、手続に必要な情報を確認させていただきます。
- おくやみコーナーをご利用いただきますと、待ち時間と手続時間を短縮できるメリットがあります。おくやみコーナーを利用されない場合は、手続が必要な課に直接お越しください。

「おくやみコーナー」予約

予 約 受 付	長久手市役所 総務部市民課
予 約 電 話 番 号	0561-56-0607
開 設 日	毎週火曜日、木曜日
予 約 受 付 時 間	平日午前8時30分～午後5時15分
当 日 手 続 時 間	①午前9時～ ②午前10時30分～ ③午後1時30分～ ④午後3時～

※ご希望の日時に予約いただけない場合があります。

※状況により、予約いただいた人もお待ちいただく場合があります。



お持ちいただくもの

お越しの際には、下記のものをお持ちください。

☐	相続人の印鑑(認印)
☐	お越しいただく人の本人確認書類 ●写真付きのものがある場合、次のものから1点 運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど ●写真付きのものがない場合、次のものから2点 被保険者証(健康保険、介護保険)、年金手帳など
☐	委任状(亡くなられた人と同一世帯以外の方が手続きを行う場合) ※亡くなられた人が単身世帯の場合を除く
☐	5ページ以降の各手続きに必要なもの



市役所での手続きチェックリスト

該当する番号に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	番号	手続きが必要な人	主な手続き	おくやみコーナーでの受付	済	担当課	参照ページ
住民登録	1-1	世帯主の変更が必要な人	住民異動届(世帯主変更)	☐	☐	市民課	5
納税	2-1	市税に未納がある人	市税の納付及び相談	☐	☐	収納課	5
	2-2	市税の口座振替について、振替元に亡くなられた方名義の口座を登録している場合	口座振替の停止	☐	☐	収納課	5
税金	3-1	市・県民税が課税されていた人	相続人代表者指定届	☐	☐	税務課 市民税係	6
	3-2	長久手市ナンバーの原動機付き自転車(125cc以下)または小型特殊自動車等をお持ちだった人	名義変更または廃車	☐	☐	税務課 市民税係	6
	3-3	長久手市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちだった人	相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)	☐	☐	税務課 資産税係	6
	3-4	長久手市内に未登記家屋をお持ちだった人	固定資産税家屋補充台帳登録所有者変更届	☐	☐	税務課 資産税係	6
高齢者支援	4-1	「あったかあど」をお持ちだった人	「あったかあど」の返却	☐	☐	長寿課 いきいき長寿係	7
	4-2	紙おむつ助成事業を利用されていた人	未使用分の「紙おむつ助成券」の返却	☐	☐	長寿課 いきいき長寿係	7
	4-3	訪問理美容サービス事業を利用されていた人	未使用分の「訪問理美容サービス券」の返却	☐	☐	長寿課 いきいき長寿係	7
	4-4	緊急通報システムを利用されていた人	中止届	☐	☐	長寿課 いきいき長寿係	7
	4-5	高齢者配食サービス事業を利用されていた人	中止届	☐	☐	長寿課 いきいき長寿係	7
	4-6	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を利用されていた人	廃止届	☐	☐	長寿課 いきいき長寿係	7
	5-1	65歳以上の人	介護保険被保険者証の返却	☐	☐	長寿課 介護保険係	8
	5-2		介護保険料還付通知書等の郵送先変更	☐	☐	長寿課 介護保険係	8
	5-3	・要介護(要支援)認定を受けていた人 ※認定申請中の人を含む	介護保険負担割合証等の返却	☐	☐	長寿課 介護保険係	8
	5-4	・介護予防・日常生活支援総合事業を利用されていた人	高額介護サービス費の振込先口座の変更 ※該当する人のみ	☐	☐	長寿課 介護保険係	8
障がい	6-1	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた人	返還届	☐	☐	福祉課 障がい福祉係	9
	6-2	自立支援医療(更生医療、育成医療)受給者証を交付されていた人	受給者証返納届	☐	☐	福祉課 障がい福祉係	9
	6-3	福祉サービスを受けていた人	受給者証(利用者証)の返還	☐	☐	福祉課 障がい福祉係	9
	6-4	障がい者タクシー料金助成利用券を交付されていた人	利用券の返還	☐	☐	福祉課 障がい福祉係	10
	6-5	各種手当を受給していた人	資格喪失届	☐	☐	福祉課 障がい福祉係	10
国保	7-1	国民健康保険に加入していた人 または国民健康保険に加入している人のいる世帯の世帯主	資格喪失届、各種証の返還	☐	☐	保険医療課 国保年金係	10・11
	7-2		相続人代表指定届	☐	☐	保険医療課 国保年金係	11
	7-3		還付金振込依頼書	☐	☐	保険医療課 国保年金係	11
	7-4	国民健康保険に加入していた人	葬祭費支給申請	☐	☐	保険医療課 国保年金係	11
	7-5	社会保険に加入していた方(亡くなられた方の扶養となっていた人がいる場合)	資格取得届	☐	☐	保険医療課 国保年金係	11
年金	8-1	年金を受給していた人	死亡届、未支給請求、遺族年金など	☐	☐	保険医療課 国保年金係	12
	8-2	国民年金に加入していた人	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金など	☐	☐	保険医療課 国保年金係	12
	8-3	厚生年金に加入していた人	死亡届、遺族基礎年金、遺族厚生年金など	☐	☐	保険医療課 国保年金係	12
	8-4		被保険者関係届(亡くなられた方の扶養となっていた60歳未満の配偶者がいる場合)	☐	☐	保険医療課 国保年金係	12

区分	番号	手続きが必要な人	主な手続き	おくやみ コーナー での受付	済	担当課	参照 ページ
後期高齢	9-1	後期高齢者医療保険に加入していた人 (75歳以上の人、65歳以上の人で障害加入の方)	資格喪失、被保険者証等返還	○	☐	保険医療課 医療係	13
	9-2		葬祭費支給申請	○	☐	保険医療課 医療係	13
	9-3		高額療養費支給申請	○	☐	保険医療課 医療係	13
福祉医療	10-1	医療費を受給していた人	喪失	○	☐	保険医療課 医療係	14
子ども	A-1	児童手当を受給している人	支給事由消滅、未支払請求、認定請求	—	☐	子ども家庭課 家庭係	15
	A-2	児童手当支給対象児童の人	支給事由消滅または減額改定	—	☐	子ども家庭課 家庭係	15
	B-1	児童扶養手当、遺児手当を受給していた人	資格喪失、新規認定、未支払請求 ※ケースにより異なります	—	☐	子ども家庭課 家庭係	15
	B-2	18歳以下(20歳未満で中度以上の障がいをもつ児童を含む)の児童を養育しており、ひとり親家庭となる人		—	☐	子ども家庭課 家庭係	15
	B-3	児童扶養手当、遺児手当支給対象児童の人		—	☐	子ども家庭課 家庭係	15
	C-1	保育園を利用している児童の保護者の人	状況等変更届	—	☐	子ども未来課 保育係	16
	C-2	保育園を利用していた児童の人	退所届	—	☐	子ども未来課 保育係	16
	D-1	幼稚園・認可外保育施設等無償化対象児童の保護者の人	施設等利用給付認定変更届	—	☐	子ども未来課 保育係	16
	D-2	幼稚園・認可外保育施設等無償化対象児童の人		—	☐	子ども未来課 保育係	16
	E-1	認可外保育施設通所助成金対象児童の保護者の人	受給者変更	—	☐	子ども未来課 保育係	16
	E-2	認可外保育施設通所助成金対象児童の人	受給資格消滅届	—	☐	子ども未来課 保育係	16
	F-1	児童クラブを利用していた児童の保護者の人	内容変更届、 (振替口座変更の場合)口座振替依頼書	—	☐	子ども未来課 児童係	17
	F-2	児童クラブを利用していた児童の人	辞退届	—	☐	子ども未来課 児童係	17
	G-1	放課後子ども教室を利用していた児童の保護者の人	内容変更届、 (振替口座変更の場合)口座振替依頼書	—	☐	子ども未来課 児童係	17
	G-2	放課後子ども教室を利用していた児童の人	辞退届	—	☐	子ども未来課 児童係	17
その他	H-1	森林を相続された人	森林法10条の7の2第1項の規定による届出	—	☐	みどりの推進課 緑化推進係	18
	H-2	農地を相続された人	農地法第3条の3第1項の規定による届出	—	☐	みどりの推進課 農政係	18
	I-1	簡易専用水道を所有していた人	所有者の変更	—	☐	環境課 環境保全係	18
	I-2	犬を飼育していた人	所有者の変更	—	☐	環境課 環境保全係	18
	J-1	し尿汲み取り(定額制)を使用する世帯	人数の変更等	—	☐	環境課 ごみ減量推進係	19
	K-1	卯塚墓園墓地使用者	墓所使用権承継申請	—	☐	卯塚墓園管理事務所	19
	L-1	下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の人	受益者異動届	—	☐	下水道課 経営係	20
	L-2	井戸水を使用しており、下水道に接続している人	世帯人員等変更届	—	☐	下水道課 経営係	20
	M-1	空き家を相続された人	空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の申請	—	☐	都市計画課 建築係	20
	M-2	空き家を相続された人 空き家を相続することが見込まれる人	解体・売却・管理などの相談	—	☐	都市計画課 建築係	20

市役所で行う手続①（おくやみコーナーで手続ができるもの）

市民課 市民係 ☎0561-56-0607

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
1-1 ☐	世帯主の変更が 必要な人	住民異動届 (世帯主変更)	● 本人確認書類 ● 委任状 (申請者が同世帯の人 以外の場合)	亡くなった 日から 14日以内

※亡くなられた方の印鑑登録及びマイナンバーカードは、抹消となりますので、手続きは不要です。

収納課 収納係 ☎0561-56-0610

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
2-1 ☐	市税※に未納が ある人	市税の納付 及び相談	● お越しいただく 相続人の 本人確認書類	速やかに
2-2 ☐	市税※の 口座振替について、 振替元に 亡くなられた 方名義の口座を 登録している場合	口座振替の 停止	● 登録口座の情報 (金融機関、支店、番号) がわかるもの	速やかに

※市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

税務課

市民税係 ☎0561-56-0608

資産税係 ☎0561-56-0609

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
3-1 ☐	市・県民税が課税されていた人	相続人代表者 指定届	家庭裁判所にて相続放棄の手続きをされた人は、「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しをご提出ください。	速やかに
3-2 ☐	長久手市ナンバーの原動機付き自転車(125cc以下)または小型特殊自動車等をお持ちだった人	名義変更 または廃車	●ナンバープレート、 標識交付証明書 (廃車、名義変更に伴いナンバーを変更したいとき)	速やかに
3-3 ☐	長久手市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちだった人	相続人代表者 指定届 (兼固定資産 現所有者 申告書)	家庭裁判所にて相続放棄の手続きをされた人は、「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しをご提出ください。	速やかに
3-4 ☐	長久手市内に未登記家屋をお持ちだった人	固定資産税 家屋補充台帳 登録所有者 変更届	●遺産分割協議書の 写し等 ※すぐに提出できない場合もあり、ケースにより異なりますので資産税係までお問い合わせください。	速やかに

長寿課 いきいき長寿係 ☎0561-56-0631

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
4-1 ☐	「あったかあど」を お持ちだった人	「あったかあど」 の返却	● 亡くなられた人の 「あったかあど」 	速やかに
4-2 ☐	紙おむつ助成事業を 利用されていた人	未使用分の 「紙おむつ 助成券」の返却	● 未使用分の 「紙おむつ助成券」	速やかに
4-3 ☐	訪問理美容 サービス事業を 利用されていた人	未使用分の 「訪問理美容 サービス券」の 返却	● 未使用分の 「訪問理美容 サービス券」	速やかに
4-4 ☐	緊急通報システムを 利用されていた人	中止届	● 貸出中の機器 (詳しくは長寿課 いきいき長寿係まで お問い合わせください。)	速やかに
4-5 ☐	高齢者配食サービス 事業を利用されて いた人	中止届	● なし	速やかに
4-6 ☐	認知症高齢者等個人 賠償責任保険事業を 利用されていた人	廃止届	● なし	速やかに

長寿課 介護保険係 ☎0561-56-0613

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
5-1 ☐	65歳以上の人	介護保険 被保険者証の 返却	●亡くなられた人の 被保険者証 	速やかに
5-2 ☐	65歳以上の人	介護保険料 還付通知書等 の郵送先変更	●相続人等の連絡先	速やかに
5-3 ☐	・要介護(要支援) 認定を受けていた人 ※認定申請中の人を 含む ・介護予防・日常生活 支援総合事業を 利用されていた人	介護保険負担 割合証等の 返却	●亡くなられた人の 介護保険負担割合証 ●亡くなられた人の 介護保険負担限度額 認定証(負担限度額の 認定を受けていた 人のみ)   ・介護保険負担 割合証 ・介護保険負担 限度額認定証	速やかに
5-4 ☐		高額介護 サービス費の 振込先口座の 変更 ※該当する人のみ	●相続人の 振込先口座が 分かるもの	速やかに

福祉課 障がい福祉係 ☎0561-56-0614

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
6-1 ☐	身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者 保健福祉手帳を 交付されていた人	返還届	●亡くなられた人の 各種手帳  ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者 保健福祉手帳	速やかに
6-2 ☐	自立支援医療 (更生医療、育成医療) 受給者証を 交付されていた人	受給者証 返納届	●亡くなられた人の 受給者証  ・自立支援医 療受給者証	速やかに
6-3 ☐	福祉サービスを 受けていた人	受給者証 (利用者証)の 返還	●障害福祉サービス 受給者証 ●地域生活支援事業 利用者証  ・障害福祉 サービス 受給者証 ・地域生活支援 事業利用者証	速やかに

おくやみコーナーで手続きができるもの

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
6-4 ☐	障がい者 タクシー料金 助成利用券を 交付されていた人	利用券の返還	●障がい者タクシー 料金助成利用券 	速やかに
6-5 ☐	各種手当を 受給していた人	資格喪失届	●(同一生計者が いる場合) 同一生計者の 預貯金通帳	亡くなった 日から 14日以内

保険医療課 国保年金係 ☎0561-56-0618

【国民健康保険】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
7-1 ☐	国民健康保険に 加入していた人 または 国民健康保険に 加入している人の いる世帯の世帯主	資格喪失届 各種証の返還	●亡くなられた人と その世帯全員の 被保険者証等  ・国民健康保険被保険者証  ・国民健康保険高齢受給者証	亡くなった 日から 14日以内

おくやみコーナーで手続きができるもの

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
7-1 ☐	国民健康保険に 加入していた人 または 国民健康保険に 加入している人の いる世帯の世帯主	資格喪失届 各種証の返還	  ・限度額認定証 ・標準負担額減額認定証  ・特定疾病療養受療証	亡くなった日から 14日以内
7-2 ☐		相続人代表 指定届	亡くなられた人が世帯員の場合は不要です。 ※家庭裁判所にて相続放棄の手続きをされた人は、「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しをご提出ください。	速やかに
7-3 ☐		還付金 振込依頼書	●預貯金通帳または キャッシュカード	速やかに
7-4 ☐	国民健康保険に 加入していた人	葬祭費 支給申請	●会葬礼状・葬儀費用の 領収書等、喪主の 氏名が確認できるもの ●預貯金通帳または キャッシュカード	葬儀を行なった 日から 2年以内
7-5 ☐	社会保険に 加入していた方 (亡くなられた方の 扶養となっていた 人がある場合)	資格取得届	●亡くなられた方の 職場でもらう 資格喪失証明書	亡くなった 日から 14日以内

【年金】 市役所では手続きに必要な書類のご案内をします。
実際の手続きは年金事務所（全国どこでも可能）です。

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
8-1 ☐	年金を 受給していた人	死亡届 未支給請求 遺族年金 など	●亡くなられた人に 配偶者がいる場合、 2人分の基礎年金番号 が分かるものと 確認が早くなります。 ※手続内容、必要書類は 各々異なりますので、 おくやみコーナーまたは 窓口で説明します。	死亡 一時金は 亡くなった 日から 2年以内
8-2 ☐	国民年金に 加入していた人	死亡一時金 遺族基礎年金 寡婦年金 など		
8-3 ☐	厚生年金に 加入していた人	死亡届 遺族基礎年金 遺族厚生年金 など		
8-4 ☐		被保険者 関係届 (亡くなられた 方の扶養と なっていた 60歳未満の 配偶者がいる 場合)	手続きは市役所で できます。 ●亡くなられた人の 職場でもらう 資格喪失証明書 ●配偶者の身分証と 年金手帳または マイナンバーカード	遺族・障害・ 未支給 年金等は 亡くなった 日から 5年以内

【瀬戸年金事務所】 住所：瀬戸市共栄通4-6

☎0561-83-2412(自動音声案内1→2)

☎0570-05-4890(予約専用電話)

年金事務所での相談及び手続きは予約優先となっていますので、
ご予約の上来訪してください。

保険医療課 医療係 ☎0561-56-0617

【後期高齢者医療】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
9-1 ☐	後期高齢者 医療保険に 加入していた人 (75歳以上の人、 65歳以上の人で 障害加入の方)	資格喪失 被保険者証等 返還	●亡くなられた人の被保険者証 ●亡くなられた人の限度額認定証等(交付者のみ)  ・後期高齢者医療被保険者証  ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・限度額認定証	速やかに
9-2 ☐		葬祭費 支給申請	●会葬礼状・葬儀費用の領収書等、喪主の氏名が確認できるもの ●喪主の預貯金通帳 ※喪主以外の口座へ振り込み希望の場合、喪主の委任が必要です。振り込み希望する方の預貯金通帳をお持ちください。	速やかに
9-3 ☐		高額療養費 支給申請	●亡くなられた人の被保険者証 ●相続人の預貯金通帳 ※申請いただいても該当がなく支給されない場合があります。 ●相続人の本人確認書類(写真付きなら1点、なければ2点)	速やかに

【福祉医療】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
10-1 ☐	医療費を 受給していた人	喪失	●子ども医療費 受給者証 ●障害者医療費 受給者証 ●母子父子家庭医療費 受給者証 ●後期高齢者 福祉医療費受給者証 ●自立支援医療 (精神通院) 受給者証 ※上記のうちで該当のもの  ・医療費受給者証  ・自立支援医療 (精神通院) 受給者証	速やかに

以上がおくやみコーナーで手続きいただけるものになります。
次ページからは、担当各課にお問い合わせいただく手続になります。

市役所で行う手続②（担当各課にお問い合わせいただくもの）

子ども家庭課 家庭係 ☎0561-56-0633

【児童手当】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
A-1 ☐	手当を受給している人	支給事由消滅 未支払請求 認定請求	ケースにより 異なるため、事前に 子ども家庭課家庭係まで お問い合わせください。	速やかに
A-2 ☐	手当支給 対象児童の人	支給事由消滅 または 減額改定		速やかに

【児童扶養手当（国）・遺児手当（県・市）】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
B-1 ☐	手当を受給していた人	資格喪失 新規認定 未支払請求 ※ケースにより 異なります	ケースにより 異なるため、事前に 子ども家庭課家庭係まで お問い合わせください。	速やかに
B-2 ☐	18歳以下 (20歳未満で中度 以上の障がいを含む)の 児童を養育しており、 ひとり親家庭と なる人			速やかに
B-3 ☐	手当支給 対象児童の人			速やかに

子ども未来課 保育係 ☎0561-56-0615

【保育園】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
C-1 ☐	保育園を 利用している 児童の保護者の人	状況等変更届	なし	亡くなった 日から 14日以内
C-2 ☐	保育園を 利用していた 児童の人	退所届		亡くなった 日から 14日以内

【幼稚園・認可外保育施設等】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
D-1 ☐	無償化対象児童の 保護者の人	施設等 利用給付 認定変更届	ケースにより 異なるため、事前に 子ども未来課 保育係まで お問い合わせください。	亡くなった 日から 14日以内
D-2 ☐	無償化対象 児童の人			

【認可外保育施設通所助成金】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
E-1 ☐	対象児童の 保護者の人	受給者変更	ケースにより 異なるため、事前に 子ども未来課 保育係まで お問い合わせ ください。	お問い合わせ時に お伝えします
E-2 ☐	対象児童の人	受給資格 消滅届		速やかに

子ども未来課 児童係 ☎0561-56-0616

【ながくてひろば(児童クラブ)】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
F-1 ☐	児童クラブを 利用していた児童の 保護者の人	内容変更届 (振替口座変更 の場合) 口座振替 依頼書	ケースにより 異なるため、事前に 子ども未来課 児童係まで お問い合わせください。	亡くなった 日から 14日以内
F-2 ☐	児童クラブを 利用していた 児童の人	辞退届		亡くなった 日から 14日以内

【ながくてひろば(放課後子ども教室)】

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
G-1 ☐	放課後子ども教室を 利用していた児童の 保護者の人	内容変更届 (振替口座変更 の場合) 口座振替 依頼書	なし	亡くなった 日から 14日以内
G-2 ☐	放課後子ども教室を 利用していた 児童の人	辞退届		亡くなった 日から 14日以内

みどりの推進課

緑化推進係

☎0561-56-0552

農政係

☎0561-56-0620

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
H-1 ☐	森林を相続された人	森林法10条の7の2第1項の規定による届出	●森林の土地の位置を示す地図 ●森林の土地の登記事項証明書など、届出の原因を証明する書面	当該森林の土地の所有者となった日から90日以内
H-2 ☐	農地を相続された人	農地法第3条の3第1項の規定による届出	●相続登記完了後の登記事項証明書の写し	速やかに

※森林及び農地の所有者届出は相続登記の完了後となります。

環境課

環境保全係

☎0561-56-0612

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
I-1 ☐	簡易専用水道を所有していた人	所有者の変更	●簡易専用水道届出事項変更届 ※記入方法については、事前に環境課までお問い合わせください。	速やかに
I-2 ☐	犬を飼育していた人	所有者の変更	●鑑札 (紛失の場合は登録番号がわかるもの)	亡くなった日から30日以内

担当各課にお問い合わせいただくもの

環境課 ごみ減量推進係 ☎0561-56-0612

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
J-1 ☐	し尿汲み取り (定額制)を使用する 世帯	人数の変更等	●し尿処理申込事項 変更(廃止)届書 ※事前に環境課まで お問い合わせください。	速やかに

卯塚墓園管理事務所 ☎0561-78-2455

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
K-1 ☐	卯塚墓園墓地 使用者	使用权の承継	●墓所使用权承継 申請書 ●使用許可証 ●戸籍の謄本又は 磁気ディスクをもって 調製された戸籍に 記録されている 事項の全部を 証明した書面 ●住民票の写し等 ※ケースにより異なります ので、事前に卯塚墓園 管理事務所まで お問い合わせください。	速やかに

※卯塚墓園管理事務所は、長久手市卯塚二丁目303番地の卯塚墓園内にあります。

下水道課 経営係（長久手浄化センター） ☎0561-56-0624

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
L-1 ☐	下水道事業受益者 負担金を納付中 または猶予中の人	受益者異動届	なし	速やかに
L-2 ☐	井戸水を使用して おり、下水道に接続 している人	世帯人員等 変更届	なし	速やかに

※該当するかどうか、事前にお電話にてお問い合わせください。

都市計画課 建築係 ☎0561-56-0622

番号 チェック欄	対象者	手続	必要なもの	期限
M-1 ☐	空き家を相続された人	空き家の譲渡所得の3,000万円 特別控除の申請	被相続人居住用家屋等 確認申請書	ケースにより異なりますので、都市 計画課まで お問い合わせ ください。
M-2 ☐	空き家を相続された人 空き家を相続する ことが見込まれる人	解体・売却・ 管理などの相談	なし	なし

市役所以外での主な手続一覧

区分	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
市役所以外での手続	運転免許証	返納	愛知県警察 愛知警察署 ☎0561-39-0110
	パスポート	返納	愛知旅券センター ☎052-563-0236
	普通自動車・ 自動二輪(125cc超)	名義変更・廃車	国土交通省 中部運輸局愛知運輸支局 ☎050-5540-2046
	軽自動車	名義変更・廃車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 ☎050-3816-1770
	自動車税種別割・ (軽)自動車税の 環境性能割	納付相談	名古屋南部県税事務所 ☎052-682-8924 ※自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者に課税されるため、名義変更等される場合はお早めにご相談ください。
	預貯金口座	口座凍結解除手続き	各金融機関 等
	株式等	名義変更	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封	名古屋家庭裁判所 家事受付センター ☎052-223-2830
	相続放棄(相続を知った 日から3か月以内)	申立て	※被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所
	土地・家屋等	相続登記・移転登記	名古屋法務局名東出張所 ☎052-703-2322 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
	相続税	申告・納税	名古屋国税局昭和税務署 ☎052-881-8171
	所得税、消費税 及び贈与税	申告・納税	
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	上水道	水道の閉栓・名義変更、 振替口座の変更	愛知中部水道企業団 ☎0561-37-0141
	電気・ガス料金等	名義変更・解約	領収書に記載されている会社及び営業所
	クレジットカード	解約	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	県営住宅	家族構成の変更	名古屋尾張住宅管理事務所 ☎052-973-1791
	在留カードまたは 特別永住者証 ※外国籍の方	返納	名古屋出入国在留管理局 ☎0570-013-904 (外国人在留総合インフォメーションセンター)

委任状

※コピーしてご使用ください

すべて委任者本人が記入してください。

令和 年 月 日

長久手市長あて

委任者(本人)

住所

氏名

印

※署名または記名・押印

私は、次の者を代理人と認め、下記委任事項の手続きを委任します。

代理人(窓口に行く人)

住所

氏名

記

委任事項(委任する事項に✓を付してください。)

☐ 住民票異動手続き(転居、世帯主変更・世帯合併等)に関する一切の権限

☐ _____ の死亡に伴う未支給年金または遺族年金の請求及び
相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改正原戸籍の謄(抄)本及び住民票の交付申請及び
受領に関する一切の権限

必要な戸籍の本籍

長久手市

筆頭者氏名

必要な人の氏名

☐ 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限

☐ 遺族年金用:所得証明書

令和

年度分

通

☐ 相続登記用:固定資産評価証明書

令和

年度分

通

(土地:全部・一部)(家屋:全部・一部)

各

通

☐ その他(

)

訂正された場合は訂正印をお願いします。

ご遺族メモ



創業
50年
以上

相続税
申告数累計
1,000
件以上

相続税申告、 相続手続は お任せください!



毎週
無料
相談会
実施中

実績多数の「相続専門」税理士が
対応いたします!

まずはお電話ください

相続税

相続手続

相続不動産の対策

税務調査対策

遺産分割

遺言

節税対策

こんなお悩み、ありませんか?

- ✓ 何から手をつけたらいいかわからない
- ✓ 相続税の申告が必要かどうかわからない
- ✓ どこに相談すればいいかわからない
- ✓ 税務署の調査が心配
- ✓ 不動産の相続について相談したい

わたしたちに
まとめてご相談ください!



スタッフが丁寧にヒアリングを行います

0120-680-200

運営



名古屋総合税理士法人
NAGOYA ALL-ROUND Tax-Accounting Firm®

名古屋市中区錦三丁目15番15号 CTV錦ビル5F
栄駅 セントラルパーク10A出口すぐ

受付時間
平日
9:00
~
18:00



ご遺族メモ

豊蓮閣

永代供養 納骨堂

想いを繋ぐ
やすらぎの空間



光蓮の間

費用 (一霊) 250万円より



妙蓮壇

費用 (一霊) 80万円より



清蓮壇

費用 (一霊) 25万円より



睡蓮壇

費用 (一霊) 30万円より



白蓮壇

費用 (一霊) 20万円

＜追加可能な仏具等＞ お位牌 / 本尊(掛け軸) / その他仏具一式
※二霊目以降のご供養料は、一霊につき20万円です。※追加の仏像・仏具等は、記載の価格には含まれておりません。

管理費無料

宗派不問

永代供養

バリアフリー

アクセス良好

お気軽にお越し下さい(駐車場あり)



真言宗
醍醐派

薬王山

豊善院

〒480-1152 愛知県長久手市打越704番地
<https://houzenin.or.jp/>



豊善院は薬師如来を本尊とし、およそ450年の歴史を持つ真言宗醍醐派の寺院です。毎月28日には護摩祈禱を行い地元の方からも親しまれています。

お問い合わせ

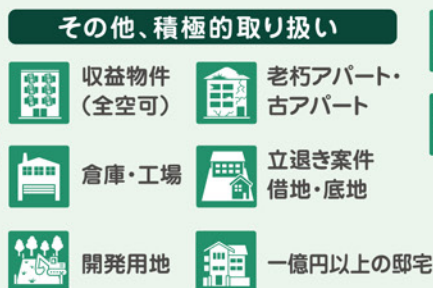
☎0561-62-1489



不動産売却の 相談窓口



豊富な実績とノウハウをもとに、あらゆる種類の不動産売買にお応えします



取引実績
**7,000
件超**

どんな悩みも

一緒に解決

まずは当社に

ご相談ください

賃貸
管理

アパート・駐車場の管理に
困っている。退去は増える
が、入居が決まらない等
のお悩みの方。

即金
買取

不要な不動産をすぐに手
放したい、すぐに不動産を
現金化したい等のお悩みの
方。

相続相談

不動産相続では、思わぬ相続（争族・争続）
がつきものです。そうなる前にご相談！

相続について



本社

〒451-0064

愛知県名古屋市中区西二丁目32番16号 HP.Bld

TEL 052-522-2223 / FAX 052-522-2234

免許証番号：愛知県知事(2)第23728号



丸の内オフィス

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目18番14号

LANDSQUARE MARUNOUCHI 6F

TEL 052-212-8422 / FAX 052-212-8423



お問合せは
コチラ

不動産売却 / 買取 / 購入 / 査定 / 管理 / 相続相談

HomePlanner Group

株式会社 ホームプランナー

〒451-0064 愛知県名古屋市中区西二丁目32番16号 HP.Bld

受付時間 9:30~18:00 / 定休日：水曜・祝日(土・日営業)

052-522-2223

<https://www.homeplanner.co.jp>



税理士 司法書士 不動産業 が

集結した建物が 長久手市にあります！

3社 が協力し、相続相談・相続税申告・不動産登記・
不動産売却・解体までを1つの建物内で対応可能！

それぞれの経験豊富な専門家が、みなさまのお悩みをスムーズに
解決へ導きます。まずはお気軽にお問い合わせください。

亡くなられた方が
県外にお住まいでも
対応可能

相続が発生して、お悩み/ではないですか？

急な相続は心の準備がないままにやってきて、期限のある煩雑な手続きを求められます。
相続や不動産に関することは、それぞれで手続きや相談場所が変わり、「何からどうすれば
いいの？」とお困りの声を多く聞きます。私たちは相続にまつわる各分野の専門家として、
皆様のご負担を軽くするお手伝いをいたします。

このような時は私たちにお任せください！

- ✓ 近くで相続相談できる場所を探している
- ✓ まず何から手を付けていいかわからない
- ✓ どこに相談すればいいかわからない
- ✓ 不動産登記の仕方がわからない
- ✓ 相続した家(土地)をどうすればいいかわからない
- ✓ 相続した空き家を解体したい



長久手で35年の信頼と豊富な実績



2F

相続税申告のプロ



税理士法人 神谷会計

相続・贈与申告

遺言作成

相続税対策

☎0561-62-8824

営業時間 / 9:00~18:00 定休日 / 土曜・日曜・祝日
所属団体 / 名古屋税理士会第5162号、
長久手市商工会、他



1F

不動産登記のプロ



鈴木靖之司法書士事務所

相続・贈与登記

遺言作成

相続人調査

☎0561-62-0765

営業時間 / 9:00~18:00 定休日 / 土曜・日曜・祝日
所属団体 / 愛知県司法書士会第2059号、長久手市商工会、他



1F

不動産のプロ



株式会社堀場コンサルタント

不動産仲介

不動産活用

測量・分筆登記

解体

☎0561-62-0957

営業時間 / 8:30~17:30 定休日 / 土曜・日曜・祝日
所属団体 / 公益社団法人全日本不動産協会、
公益社団法人日本測量協会、他

許認可 / 一級建築士事務所：愛知県知事登録（い-3）第8497号
宅地建物取引業：愛知県知事登録（1）第25056号



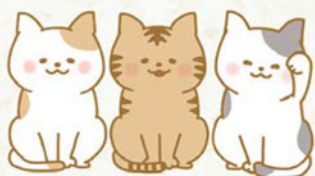
〒480-1103

長久手市岩作元門33番地2

駐車場
有

長久手市役所前を東へ、1つ目交差点(早稲田)の角です。





相続手続・相続税申告 わたしたちにお任せください

協力会社の司法書士・税理士が連携してワンストップで対応いたします



辻守司法書士事務所

相続の手続きは何から始めたらいいんだろう

遺産分割協議書を作成してほしい

戸籍など必要な書類を
集めるのが大変

不動産の相続登記をしてほしい



早川会計事務所

相続税の申告の仕方がわからない

税務署から
「相続税のお知らせ」が届いた

相続税を最小限に抑えたい

相続税の調査が心配



無料相談受付中 🐾 お気軽にお問い合わせください



辻守司法書士事務所

TEL: 0120-783-340

代表 TEL: 052-771-9192

営業時間: 平日 9 時 ~ 18 時

休日: 土日祝 (但し、事前に予約いただければ面談可)

〒465-0048 名古屋市名東区藤見が丘 56
グロリア藤見が丘 30A

<http://www.mamoru-tsuji.com/>

愛知県司法書士会所属
登録番号: 第 1220 号 認定番号: 第 318106 号



早川会計事務所

TEL: 052-433-5848

営業時間: 平日 9 時 ~ 18 時

休日: 土日祝

〒465-0087 名古屋市名東区名東本通 2 丁目
28 番地 CHARITE 星ヶ丘 1 階

FAX: 052-433-5849

<https://www.kuroneko-kaikei.jp/>

名古屋税理士会千種支部所属

